ネット空間における傷つけ合いからの脱却

－表現の自由との両立を目指して－

臼山二葉

目次

はじめに

１．マスメディアとソーシャルメディアにおける表現
　１．１　主なマスメディアの表現の形態
　１．２　主なソーシャルメディアの表現の形態
　１．３　「表現の自由」にまつわる現状

２．　マスメディアが引き起こした「傷つけ合い」の実例
　２．１　木村花さんの自死を招いた番組と過剰なバッシング
　２．２　眞子様・小室圭さんの婚姻報道と過剰なバッシング
　２．３　「山梨県女児行方不明事件」の報道と家族へのバッシング

３．マスメディア・ネット空間における表現の課題
　３．１　マスメディアによる無責任な発信
　３．２　ネット空間における人々の心理状態

４．　私たちの「表現の未来」に求められること―表現の自由との両立を目指して－
　４．１　「他者の人生を背負う」責任をもったマスメディアを目指して
　４．２　「衝動」に操られるネット利用からの脱却を目指して
　４．３　被害者の人生を守る体制の強化

おわりに

参考・引用文献

はじめに

近年 SNS の機能が急速に発達したことで、私たちはいつどこにいても目的の情報に辿り着くことができ、他者とつながることができ、自らの感情を言葉にして表明することができるようになった。大学生になり以前より SNS を頻繁に利用するようになったことで、自らもその大きな力を実感することが多くなった。一方でその大きな力が持つ負の側面に触れるようにもなった。度を超えた「誹謗中傷」がそのひとつである。特定の人物の容姿を揶揄する発言をはじめとした、人格の否定とも捉えられる発言に対して、1 万を超えるいいねがつく世の中となった。ネット空間が持つ様々な特性により、指ひとつで互いに深く傷つけ合う異常な空間が生まれているということができるだろう。そしてその傷つけ合いの燃料を率先して投下しているのは、「マスメディア」であると推測する。影響力の強い報道番組や週刊雑誌の発信により、偏った世論が形成される状況が生まれている。メディアの動向により結果として自死を選択する人さえも出てきている今、一人ひとりの人生、そして社会そのものが「メディアにより支配される」未来が待っていると予測する。マスメディア、そしてネット空間が促す人々の攻撃化に対してどうアプローチしていくべきか、自分事として検討したいと感じ、このテーマを選択した。

本論文では、各 SNS におけるコミュニケーション空間を「ネット空間」と呼称し、そこで発生する攻撃や差別、排除といった人々の姿勢を「傷つけ合い」とする。またこの「傷つけ合い」には、他者を攻撃することでその罪悪感が苦しみとなり、自らに返ってくるという関係性も含まれている。またネット空間における人々の表現の発端となる存在として「マスメディアの発信」を挙げ、両者が相互的にどのように関わりあっているのか、という点を中心に検討する。そしてサブタイトルにもあるように、本論文では「表現の自由」との両立を常に念頭におく。研究方法として「実際に発生した３つの実例の分析」を行い、一人ひとりの表現を過度に制限することなく、私たちがメディアと良好な付き合い方ができる未来を目指した提言を行う。第 1 章ではネット空間とマスメディアの相互関係に触れたうえで、両者の代表的な媒体について整理する。また表現の自由に関する現状の規定についても改めて確認する。第 2 章では実際に発生した傷つけ合いに関して、3 つの事例を挙げて多角的に分析を行う。第 3 章では前章を通じて見出された、マスメディアの発信の課題点や、人々の心理現象について検討を行う。第 4 章では第 3 章までの分析・検討の結果をもとに、マスメディア・ネット空間における人々についての理想的なあり方について、表現の自由との両立という点を軸に置きながら提言を行っていく。

１． マスメディアとソーシャルメディアにおける表現

「はじめに」で前述したように、現代のネット空間における傷つけ合いの要因として、マスメディアの発信を欠かすことはできない。両者の相互的な関係性を検討するべく、本

章第１・２節では、マスメディア・ソーシャルメディアのうち、人々に大きな影響を与えると考えられる媒体についてその特性を整理する。また、第３節では「表現の自由」にまつわる現状の規律やその課題点について整理する。

１．１　主なマスメディアの表現の形態

１．１．１　テレビ

マスメディアを代表する媒体として「テレビ」が挙げられる。テレビとはテレビジョン（Television）の略で、「テレ」（Tele＝遠い）と「ビジョン」（Vision＝映像）という２つの単語が合成されたものである（渡辺 2001:10）。新聞や雑誌といった他の媒体と比較し、「映像により情報を届ける」という点がテレビの特徴のひとつである。各務（2008）はテレビが持つ力について、「時には事件、事故の現場にまでも我々視聴者を『連れて行く』圧倒的な臨場感であり、迫真性である。」と述べる（各務 2008:14）。また、別のテレビの特徴として「人々との接点の多さ」を挙げることができる。2005 年度にフランスで発表された統計では、日本人の１日のテレビ視聴時間は５時間１分であり、この時間は世界において最長である。また視聴者数についても同様であり、仮に全国ネットで視聴率が 20％というデータがあった場合、日本全体で 2400 万人の人が見たという計算になる（森 2014:99-100）。個人の視聴時間、そして視聴者数ともにテレビは莫大な規模を誇っており、この影響力こそがテレビの持つ特性である。テレビが持つ映像や音声の鮮明さ、出来事を人々に伝える速度は、技術向上に伴い日を追うごとに増している。私たちはテレビを受動的に視聴しながらも、目の前に流れる映像を「真実」として無意識に受けとる傾向にある。マスメディアの中でも、テレビの発信が私たちの思考に与える影響は正負問わず特に大きなものであるといえる。

１．１．２　新聞

「人々が日常的に享受する媒体」という観点から考えた時、テレビの次に「新聞」を挙げることができる。新聞にはいくつかの分類があり、主には「一般紙、経済・産業紙、スポーツ紙、タブロイド夕刊紙、その他専門紙」に分けられる（各務 2008:36-38）。大衆が求める情報をより多く掲載しているという点では、一般紙・スポーツ紙・タブロイド夕刊紙があてはまる。インターネットの普及により若者の紙媒体や活字離れが進んでいる現代において、以前と比較すると新聞の持つ影響力は縮小しているともいえる。実際にその状況が数字にも表れはじめており、1997 年には 5377 万部にも達していた新聞発行部数が、2023 年には 2859 万部にまで減少している[1]。また利用者を年代別で比較すると、10 代では

---

[1]不破雷蔵,2024 年１月 22 日,「1 年間で 226 万部減…新聞の発行部数動向」『Yahoo!ニュース』
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/1a1ba944a880d5245d6644754e836c075debd69d
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

わずか 1.1%、20 代でも 2.6%となる一方、60 代では 55.1%という結果となる。[2]新聞から情報を受け取る際、私たちは文字を咀嚼する時間を要する。それは目の前の情報を頭の中で整理する時間を与えられるということでもある。この特徴が利用者を限定することにつながっていると考えられる。一方で違う視点から捉えると、新聞は受け手が慎重に情報と向き合うことを可能とするマスメディアであるということもできる。

１．１．３　雑誌

代表的なマスメディア媒体として上記の 2 つに並べて挙げられるものが「雑誌」である。デジタル大辞泉によると、雑誌の定義は「①雑多な事柄を記載した書物。②複数の筆者が書き、定期的に刊行される出版物。週刊・月刊・季刊などがある。マガジン。」とされる[3]。なかでも定義②にみられる「定期的な発行」が雑誌の強い特徴である。そのためテレビ、新聞と比較し、ニュースを扱う時期には“ずれ”が発生する。矢内（2019）はこの特徴に触れたうえで、「編集部による独自取材に加えて、新聞やテレビなどの別の媒体による報道も記事の材料となっている。」と述べる（矢内 2019:145)。先発するマスメディアの姿勢を読み取ったうえで自らの情報を形成することができるのが雑誌の特性である。また発信時期に時差があることで、スキャンダル、ゴシップ的要素を交え「独自の目線をつけて伝えなければならない」という立ち位置にあり、大野（2023）はそれをふまえ「斜めからの雑誌」と呼称する[4]。中でも斜め的要素が強く表れているのが「週刊誌」であるといえる。

週刊誌の中でも、強い影響力を持つジャンルに「女性週刊誌」がある。代表的なものとして「週刊女性」「女性自身」「女性セブン」などがある。これらの媒体は紙だけでなく「ウェブ版」が展開されているという特徴がある。浜田（2023）はこの事実に対し、「報道の主戦場がネット上になったことで、SNS によってメディアの想像以上に記事が拡散され、記事への反応はもはやメディアがコントロールできるはずもなく、時には暴走する。」と述べる（浜田 2023:34)。雑誌は情報を後発的に伝えるという特徴や、オンライン化により見出しのインパクトがより重要となったことで、過激な情報を発しやすいマスメディアに変化してきたということができる。

---

[2]不破雷蔵,2023 年 10 月 31 日,「10～30 代の新聞閲読率は 1 割足らず…主要メディアの利用状況(2023 年公開版）」『Yahoo!ニュース』
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/1a1ba944a880d5245d6644754e836c075debd69d（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

[3]「『雑誌』の意味や使い方 わかりやすく解説」『Weblio 辞書』
https://www.weblio.jp/content/%E9%9B%91%E8%AA%8C
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

[4] 大野伸,2023 年 3 月 25 日,「新聞､テレビ､雑誌､ネットの情報は何が違うのか　メディアの癖を知るだけで情報の見え方が変わる」『東洋経済 ONLINE』
https://toyokeizai.net/articles/-/658740?page=2
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

１．２　主なソーシャルメディアの表現の形態

１．２．１　X（旧 Twitter）

ネット空間における傷つけ合いという事象の多くが「X」で発生しているといっても過言ではなく、以後に本論文で取り上げる事例の多くも X で生み出されたものである。X は改名以前には Twitter という名称で人々に使用されてきた、ソーシャルネットワークサービス（以降 SNS）[5]のひとつである。Twitter においてユーザの発言は最大 140 文字のテキストとして扱われ、文字数が制限される代わりに通信のリアルタイム性が高く、ほかのユーザとの情報の交換や、ほかのユーザへの情報の転送が容易である（風間 2012:35)。X には複数の特徴的な機能が存在するが、利用者の心理に強く影響するものとして以下の 4 点を挙げる。1 点目に、投稿にたいして賛同を示す「いいねボタン」である。このいいねの数は数字として該当する投稿のすぐ下に常に表示されるため、利用者は投稿に対する反響を常に数値化して捉えることができる。2 点目に、投稿を引用して自らの感想や意見を表明する「引用リツイート」である。前述したいいねボタンと同様、この引用リツイートの数も数値化され表示される。また他の利用者がどのような引用リツイートをしたのかを次々と遡り確認することもできるという特徴がある。3 点目に、「匿名投稿」である。利用者はユーザ名を自由に設定することができ、投稿するにあたって素性を明かす必要はない。4 点目に、「おすすめ・トレンド」の機能である。これは世の中でどのような投稿が話題となっているのか、多く投稿・検索された言葉を「トレンドワード」として常に更新したり、またその投稿を利用者のページにおすすめとして流す機能である。以上の機能を中心とした X は、若者をはじめとして絶大な人気を誇る。X は他者と容易に交流をし、世の中の流行りを常に先頭で感じ取ることを可能にする一方で、匿名の者から発せられた情報が瞬く間に拡散され、特定の人物に対して次々と鋭い言葉が飛び交う状況を作り出してきた。ネット空間における傷つけ合いを検討するうえで、この SNS は欠かすことができないといえる。

１．２．２　YouTube

誰もが発信者となれる媒体として、X の次に「YouTube」が挙げられる。デジタル大辞泉によると、YouTube とはインターネット上で動画共有サービスを行う米国の企業であり、利用者は音声付きの動画を自由に投稿・閲覧することができる[6]。本アプリも SNS のひとつ

---

[5] SNS（Social Networking Service）とは、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。「SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは」『IT 用語辞典 e-Words』https://e-words.jp/w/SNS.html　（最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

[6] 「ユーチューブ（YouTube）とは？意味・読み方・使い方をわかりやすく解説」『goo 国語辞書』

である。動画の作成、アップロードの必要があるという点が特徴のひとつであり、X と比較すると、表現や情報が拡散されるまでには一定の時間を要するといえる。一方で匿名での発信が可能であることは共通している。さらに特徴的な機能として「動画に対するコメント欄」が挙げられる。動画ごとにコメント欄が設置されており、利用者は匿名で感想などのコメントを書き込むことができる。さらにそのコメントに対する「いいね」の機能もあるという点では、一部 X と類似したアプリケーションであるともいえる。発信の容易性、拡散力という点はXと比較すると劣るものの、映像という形態であるからこそ、そのリアリティ性の高さにより情報の受け取り手の誤解につながる懸念もある。

１．２．３　TikTok

X と肩を並べて若者からの人気を誇るアプリケーションとして「TikTok」が挙げられる。13 歳から 19 歳の年代における利用者数をみると、LINE（87%）、X（44%）に次いで TikTok（42%）という結果となっている（保髙ほか 2023:11)。デジタル大辞泉によると、TikTok とはスマートホン向けの動画共有サービスの 1 つである。代表的なリップシンクアプリで、投稿者は楽曲に合わせて歌う姿を自撮りし、15 秒の動画に編集・加工して投稿する。[7]現在は動画秒数や投稿される動画の内容も以前より格段に増加してきている。

また、利用する際に「投稿を閲覧する」と答えた割合は X、TikTok ともに同程度であった一方、TikTok 利用者の「検索や投稿、コメントを利用する」と答えた割合は低いことがわかった（保髙ほか 2023:11-12)。TikTok 利用者の多くが自らによる発信よりも、「受動的な情報の享受」という形でアプリを利用していることがわかる。画像や動画を中心とする一方で投稿には言葉を添えることもでき、さらにコメント機能も備わっているという点では、前述した 2 つのアプリケーションを融合させた機能を持っているともいえる。

１．３　「表現の自由」にまつわる現状

１．３．１　表現の自由と責任

本節では表現の自由に関して、現状においてどのような「自由」、反対に「規制」が設けられているのかという点について確認を行う。表現の自由について、前田（2018）は、「表現の自由は人格権だけでなく、民主主義と密接にかかわり、公的言論の自由を最大限保障する必要がある。」と述べる（前田 2018:100)。民主主義的な国家としての体制に強く影響することから、表現の自由は特に慎重に守られてきた歴史がある。一方で SNS が大きく発展している現代において、その自由が社会にもたらす影響力はさらに強まっている。日本国憲法第 21 条第 1 項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とし、第 2 項では、「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これ

---

https://dictionary.goo.ne.jp/word/%E3%83%A6%E3%83%BC%E3%83%81%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%83%96/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

[7] 「『TikTok』の意味や使い方 わかりやすく解説」『Weblio 辞書』
https://www.weblio.jp/content/tiktok
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

を侵してはならない」とする（前田 2018:8)。前田によれば、「最近はインターネットの普及によって、個人が発信する情報も飛躍的に増加し、既存マスメディアとは異なった形で社会に多大の影響を及ぼしている。インターネット時代における表現の自由の重要性と、表現の濫用による社会的害悪の巨大さが新たな社会問題を生み出している。」という（前田 2018:9)。「濫用」という言葉が表す通り、自由が認められるのならばどのような事象も許されるという認識により、人々は今やりたい放題だともいうことができる。日本国憲法第 12 条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」とする（前田 2018:12)。前田はこれを受け、「表現の自由には表現の責任が伴う。」と述べる(前田 2018:11)。表現の自由を盾とし、自らの思うがままの言動、行動を繰り返す人々が溢れる現代社会であるが、その盾を使うには強い責任が伴うということである。私たちはその責任の存在を再度強く認識する必要があると考えられる。では、前節までに述べてきたマスメディアと SNS の両者について、表現の自由・規制・責任の 3 点はどう定められているのだろうか。

１．３．２　マスメディアの表現の自由と責任

マスメディアの表現の自由について、「日本国憲法・放送法・電気通信事業法」の 3 つの法律を軸に整理することができる。ただし電気通信事業法に関しては、次節「ソーシャルメディアの表現の自由」において詳しく触れるものとする。

表現の自由について定める規律の核とされるのが「日本国憲法第 21 条」である。第 21 条 1 項は、「言論・出版その他一切の表現の自由」を保障している。マスメディアの発信には様々な形態があるが、その代表である「報道」について、憲法の文言上、「報道」は「その他」に含まれ、「表現」の一内容として憲法 21 条によって自由を保障されるものであることが、最高裁判例によってもすでに確認されている（長谷川ほか 2011:23)。また報道を含めたマスメディアにおける「放送」の在り方を示したものとして「放送法」が挙げられる。「放送法」は日本における唯一の言論立法であり、それは憲法第 21 条ののべる言論の自由、検閲の禁止を放送関連で具現化したものだと理解できる（渡辺 2001:87)。なかでもマスメディアと表現の自由の関係性を強く定めるものとして、第 2 章第 4 条にあたる「国内放送等の放送番組の編集等」がある。総務省によると、第 4 条には「放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。一　公安及び善良な風俗を害しないこと。二　政治的に公平であること。三　報道は事実をまげないですること。意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と定められている[8]。マスメディアには放送の責任として上記のような規定が課されている。

一方で、第 4 条を検討する限りでは、規定の文言がかなり曖昧なものであることも否定できない。この曖昧さをひとつの要因として、マスメディアが発した情報を発端とした傷

---

[8] 総務省「放送法」『総務省 電波利用ホームページ』
https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72490000.html
（最終閲覧日 2024 年 12 月 18 日）

つけ合いが起こると予想される。安保（2008）はマスメディアの保有する自由に関して、「(中略) 書くという表現手段がマス・メディアの寡占化（巨大化）へとつながっていった。 そのため近年では、表現の自由が本来、政治的な権利であるにも関わらず、国民が欲する情報が伝わらない状態が生じたり、あるいは国民とメディアとの利益の不一致が生ずることになってきたのであった。したがって、マス・メディアの表現の自由は、表現の受け手のためではなく、まずは表現に携わる人のための自由だということを確認しておくべきである。」と述べる（安保 2008:17)。情報公開法をはじめとした規定により、私たちの「知る権利」[9]が守られている。「国民の知る権利を担保するため」という理由を根拠として、マスメディアの表現の自由が主張されることも多いと考えられる。一方で前述したように、マスメディアの表現の自由は情報の受け手よりも先に、情報の発信側に目が向けられたものであるという見方もある。マスメディアが発する情報により誰が得をするのかという視点は、常に意識する必要がある。

１．３．３　ネット空間における人々の表現の自由と責任

マスメディアの表現の自由と同様、ネット空間における人々の表現の自由に関する規定として、日本国憲法第 21 条が挙げられる。また自由の保護という観点では、「電気通信事業法」もそのひとつであると考えられる。

総務省ホームページによると、電気通信事業法における「通信の秘密の保護」に関して、「第 4 条　電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。第 179 条電気通信事業者の取扱中に係る通信（第 164 条第 3 項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。」とされる[10]。人々はネット空間における表現の邪魔をされてはならないという捉え方もできるだろう。一方、この法律には懸念点も挙げられる。山田（2021）は毎日新聞のインタビューにて、(「(中略) 逆にいえば、中身に踏み込まないことで、責任を負わないこととの裏表の関係でもある。」と述べる[11]。ネット空間における人々の発言の自由を守ることは、責任からの一種の「逃げ」ともいえ、その表現が生み出す問題にまつわる責任の在り処を定義することの困難化につながる。このように責任の在り処が曖昧なまま、度を越えた表現の濫用が行われている現状がある。一方でそのような状況に対して、一定の「規制」をかける法律も存在する。

---

[9]「知る権利」とは「国民が国の政治や行政についての情報を知ることのできる権利。民主主義国家での国民の基本的権利として、言論・報道自由や情報公開法制化の基盤となるもの。」である。
「『知る権利』の意味や使い方 分かりやすく解説」『Weblio 辞書』
https://www.weblio.jp/content/%E7%9F%A5%E3%82%8B%E6%A8%A9%E5%88%A9
（最終閲覧日 2024 年 12 月 18 日）

[10]総合通信基盤局,2018 年 10 月,「電気通信事業法について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000580688.pdf
（最終閲覧日 2024 年 12 月 18 日）

[11] 山田健太,2021 年 2 月 12 日,「『言論の自由』守るため、ネットの『自由な言論』をどうするか」『毎日新聞政治プレミア』
https://mainichi.jp/premier/politics/articles/20210211/pol/00m/010/003000c
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

そのひとつが「プロバイダ責任制限法」である。総務省のホームページによると、プロバイダ責任制限法は、「特定電気通信による情報の流通（掲示板、SNS の書き込み等）によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダに対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定めた法律」である[12]。近頃ネット空間における誹謗中傷被害を受けた人々が「開示請求」という形を取る例が増加したが、表現の発信元の情報を明確にしたいという請求を行う権利も、この法律が担保するもののひとつである。

表現の発信者に訴えが起こされた場合、多くの場合に適用されるのが「名誉棄損罪」である。名誉棄損罪は、ネットにおける書き込み者のほか、前述したマスメディアにも適用されることがある。名誉棄損において、名誉についての法律上の定義は明示されていないが、判例・学説において、社会的名誉のことであり、人に人格的価値について社会から受ける客観的評価を意味すると理解されてきた(前田 2018:98)。 刑法では、「名誉棄損罪」（刑法 230 条）のほか、「侮辱罪」（刑法 233 条）、「信用棄損罪」（刑法 233 条）を規定しており、3 点が条文上区別されている。これに対し、民法では、条文上、上記の 3 点を明確に区別した規定を設けていない。また「名誉棄損罪」が成立するためには、「公然性」「事実の適示」が要求される（刑法 230 条第 1 項)。しかし民法では、いかなる場合に名誉棄損となるのか明記されておらず、解釈に委ねられている（中村ほか 2006:18-19)。これらの曖昧さが訴訟の論点となることも多い。

このようにネット空間における個々人の表現の自由に関して、その自由を担保する規律がある一方で、被害を受けた人々が行動を起こした際に、その責任の所在を明確にすることを助ける規律も存在している。しかし、マスメディアの表現の自由に関する現状と同様、自由を「守る」法律と自由の「責任を問いただす」法律の両者が存在する状況において、その線引きを明確に行うこと、良好なバランスを保つことが困難となっているのが課題であると考えられる。

２． マスメディアが引き起こした「傷つけ合い」の実例

本章では、マスメディアが引き起こした傷つけ合いとして、①木村花さんの自死を招いた番組とバッシング②眞子様と小室圭さんの婚姻報道とバッシング③「山梨県女児行方不明事件」における報道とバッシングの３つの実例を挙げ、分析を行う。

[12]総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（プロバイダ責任制限法)」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html
（最終閲覧日 2024 年 12 月 18 日）

２．１　木村花さんの自死を招いた番組と過剰なバッシング

２．１．１　番組の放送から花さんが自死を選択するまで

ネット空間における誹謗中傷が大きく問題視されるきっかけとなった出来事として、木村花さんの自死が挙げられる。女子プロレスラーとして活躍していた木村花さん（当時 22 歳）は、人気恋愛リアリティショーの「テラスハウス」（フジテレビ）に出演し、出演回における態度が世間の炎上に火をつけるきっかけとなった。

まず番組「テラスハウス」と該当する放送回の概要について、「中学校の授業でネット中傷を考えた」(宇田川はるか 2023) をもとに整理する。「テラスハウス」は 2012 年にスタートした番組である。一般募集などで集まった男女が 1 つの家で共同生活する様子を放映する「リアリティー番組」で、シーズンごとに住人が入れ替わる。花さんは当番組に 2019 年より出演を重ねていた。そしてことの発端となったのは 2020 年 3 月に放送された回である。この回のタイトルは「Case of The Cotume Incident」とされており、物議をかもした場面の内容は以下の通りである。番組の中盤に差し掛かった場面、花さんが大切にしていたプロレス用コスチュームを、男性出演者が誤って洗濯機にかけて乾燥させてしまい、縮んで着られない状態になってしまったことが判明する。花さんは男性出演者に対し、「一緒に住むんだったら人のことをもっと考えて暮らせよ！」と怒りをあらわにする。そして帽子をかぶっていた男性出演者に対し「ふざけた帽子かぶってんじゃねえよ」と発言し、帽子を投げ捨てた後部屋を去っていくという、という展開である。さらに放送後には未公開動画として別映像が YouTube において公開され、女性出演者の「(男性が) すべて悪いと思ってる？」という質問に対し、「うん、思ってる。強いて言うなら、私が干さずに置いてっちゃったのは、ちょっとやらかしたなと思ったけど。」と答える花さんの様子がうつされている (宇田川 2023：164-168)。

この放送後、花さんのもとには SNS を通じて数多くの誹謗中傷の言葉が届いた。警視庁は番組の放送後から 2020 年までの捜査において、3 月から 5 月の間に花さんについて触れた投稿を約 1200 件確認し、そのうち約 300 件を中傷コメントとして確認した[13]。放送後にはいったん落ち着きをみせたコメントも、数日後の YouTube による追加動画をきっかけに再び増加してしまったのである[14]。そして放送からわずか 2 カ月後の 5 月 23 日、以下の言葉を X(当時は Twitter という名称)に投稿し、花さんは命を絶った。

---

[13] 2020 年 12 月 17 日,「『テラハ』木村花さんを侮辱の疑い　20 代男『復讐で』」『朝日新聞デジタル』
https://www.asahi.com/articles/ASNDK33MCNDKUTIL009.html?msockid=0fb6c11bcb9f642f20f2d21fcae7658d
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

[14] 2020 年 6 月 4 日,「SNS のひぼう中傷をなくすには 女子プロレスラーの自殺から考える -NHK クローズアップ現代全記録」『NHK クローズアップ現代』
https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4425/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 9 日）

「毎日 100 件近く率直な意見。傷ついたのは否定できなかったから。死ね、気持ち悪い、消えろ、今までずっと私が 1 番私に思ってました。お母さん産んでくれてありがとう。愛されたかった人生でした。側で支えてくれたみんなありがとう。大好きです。弱い私でごめんなさい。」(宇田川 2023:10)

２．１．２　番組「テラスハウス」の問題点

花さんの出演した「テラスハウス」は恋愛リアリティショーと呼ばれる番組の一種である。デジタル大辞泉によると、「リアリティー・ショー」とは、テレビ番組で、状況のみを設定しておき、台本なしで、出演者の本当の反応や人間関係などを見せるものであり、また、あたかも台本がないかのような演出がなされたものであるとされる。[15]ここにおける人間関係の軸が「恋愛」となるものが恋愛リアリティショーである。

花さんの自死をめぐり、リアリティショーに共通する「作られたノンフィクション性」がひとつの論点となった。花さんの母親である木村響子さんは、花さんに中傷が殺到したことについて、「テラスハウス」の番組体制に問題があると考え、2020 年７月 15 日に BPO の放送人権委員会[16]に申立てを行った。そして番組における描かれ方により花さんの人格権が侵害され、「誓約書兼同意書」による支配関係のもと自己決定権が侵害されたとして、番組の制作元であるフジテレビに謝罪を求めている。これを受けて放送人権委員会は 2020 年９月 15 日に審理開始を決定し、複数のヒアリングを行った。フジテレビは「番組に過剰な演出はなく、女性を暴力的に描いたことはないとして「人権侵害も放送倫理に反することもない」と主張したという (魚住 2021:61-62)。テラスハウスは放送のはじめに「『テラスハウス』は見ず知らずの男女６人が共同生活する様子を ただただ記録したものです。用意したものは、素敵なお家と素敵な車だけです。台本は一切ございません」というナレーションを流している。台本の有無や、制作側の出演者に対する指示・強要がどこまで行われていたのかという点が論点となっているのが現状である。

２．１．３　中傷を書き込んだ人々の実態

前述したとおり、番組の放送後、花さんのもとには数えられるだけで約 300 件の中傷コメントが届いた。そして現在はその中傷コメントの大半が「削除済み」となっている。その背景には、書き込み当事者の「罪に訴えられるという恐怖感」や「大事となってしまった不安」が存在していると考えられる。SNS というプラットフォームがもつ、匿名で人を

---

[15] 「『リアリティ・ショー』の意味や使い方 わかりやすく解説」『Weblio 辞書』
https://www.weblio.jp/content/%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%BC
(最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日)

[16] 「BPO」とは「放送倫理・番組向上機構」の略である。「放送人権委員会」では「「放送によって名誉、プライバシーなどの人権侵害を受けた」という申立てを受けて審理し、「人権侵害があったかどうか」、「放送倫理上の問題があったかどうか」を判断する。
BPO「放送人権委員会」
https://www.bpo.gr.jp/?page_id=950　(最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日)

死に追いやるような言葉を投げつけ、責任を問われそうになれば姿を消して退散できる、といった無責任な構造が生み出した状態であるともいえる (宇田川 2023:45)。

次に書き込んだ人々の実態について、NHK クローズアップ現代に記載されたインタビューをもとに検討する[17]。書き込みを行った 20 代の男性は、「『早く出ていって欲しいな』とか『うぜえな』と書いている人は ほかにもいたので、それに自分も同調するような感じで、『誰かと話したい』みたいな気持ち。自分の好きなもの、きらいなものを見せることで共通の話題が出来るじゃないですか。」と述べる。また別の 20 代男性は、「『夢もって頑張っているやつを、ある程度成功している人がバカにするなよ』と思う。その声を届けたほうがいいって思う。正義感ですよ、いらぬ。」と述べる。出演者の男性に自らの境遇を重ね合わせ、花さんに対して正義感から書き込みを行ったという。このように書き込み当事者の心理には、匿名同士の集団のなかで生み出される錯覚や、正義感が影響していると考えられる。一方で、書き込み自体は行わないものの、ひどく炎上している状況に対して何もすることができなかったという後悔の念を抱いている人もいる。20 代女性は「擁護する方もすごく多かったけど、擁護されている方に対して、さらに非難の声を浴びせるとか、そういったことが多くて、そこに巻き込まれたくないというか、ただ見ているだけになってしまったというか。何もできずに終わってしまったというのはあります。」と述べる。炎上最中のネット空間では、火種が次々と飛び交い、人々の姿勢がより攻撃的になっているともいえる。そのような状況において、事態に触れるという行為自体が危険であるという感情を抱く人々もいる。

上記に触れたように、人々は様々な衝動にかられ中傷をしたと考えられるが、その後複数名が罪に問われることとなった。2021 年には、中傷を行った当時 30 代の男が侮辱罪で略式起訴をされた。一方課されたのは略式命令としての科料 9000 円のみであり、この事実が中傷に対する厳罰化の声を高める大きなきっかけともなった[18]。その後、2022 年 6 月 13 日に成立した改正刑法には、インターネット上の誹謗中傷対策として、侮辱罪を厳罰化する規定が盛り込まれた。この改訂には「表現の自由がおびやかされるのではないか」という懸念も唱えられたことから、「施行から 3 年後に表現の自由が不当に制約されていないかを検証する条項」が付則に明記された[19]。

---

[17]注 12 に同じ

[18] 2021 年 4 月 6 日,「木村花さんをツイッターで中傷　侮辱罪で男に略式命令」『朝日新聞デジタル』
https://www.asahi.com/articles/ASP4666BLP46UTIL03T.html?msockid=0fb6c11bcb9f642f20f2d21fcae7658d
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

[19] 2022 年 6 月 14 日,「改正刑法成立　侮辱罪厳罰化『抑止力に』　木村花さんは母ら評価」『読売新聞オンライン』
https://www.yomiuri.co.jp/national/20220614-OYT1T50017/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

２．２　眞子様・小室圭さんの婚姻報道と過剰なバッシング

２．２．１　婚姻公表からネットバッシングが過熱するまで

次にネット空間において誹謗中傷が加速した実例として、眞子様と小室圭さんの婚約発表に対する一連の騒動とそれに対するネットバッシングを挙げる。

秋篠宮家の長女眞子様は、2017 年 9 月に小室圭さんとの婚約内定を発表し、記者会見を行った。騒動のきっかけとなったのは、『週刊女性』12 月 26 日号「眞子さま嫁ぎ先の“義母”が抱える 400 万円超“借金トラブル”」という報道であった。ここにおける借金トラブルとは、圭さんの母親に対して、彼女の元婚約者男性が、婚約解消を機に、それまでに渡したお金を返してほしいと言っているという話である。男性は貸した金だというが、小室さん母子は借りたものではないと主張していることからトラブルに発展してしまった[20]。

週刊女性によるこの報道を発端として、眞子様と圭さんに対する世間の祝福ムードは一転し、お二人の婚姻に対する非難が相次いだ。特に、週刊雑誌による悪意のある報道は度を超えており、その報道を真に受けた人々がネット空間において中傷コメントを書き込むという流れが生まれたと考えられる。この状況を受け、婚姻内定発表から 4 年後の 2021 年、眞子様は複雑性 PTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断されたことが明らかとなった[21]。一連のバッシングを要因として、眞子様が心に深い傷を負っていることは紛れもない事実として確認できる。眞子様の父である秋篠宮様は同年の会見において、「深く人を傷つける言葉は許容できるものではありません」と述べた[22]。眞子様と圭さんに対するバッシングは減少する様子をみせず、2024 年現在においても、X をはじめとして、お二人の今を執念深く追い掛け回すとも捉えられるコメントを書き込む人が相次いでいる。

２．２．２　週刊誌による悪意ある報道

前項の冒頭で述べたように、この一連の傷つけ合いを生み出したきっかけとなるのが「週刊女性」の報道であった。実際に「週刊女性 PRIME」12 月 26 日号を確認すると、小室圭さんの母親である佳代さんを直撃し、その際に撮影した写真を冒頭にのせた状態で記事

---

[20] 篠田博之,2018 年 1 月 31 日,「秋篠宮家・眞子さま婚約相手の小室家バッシングの背後に何があるのか」『Yahoo!ニュース』
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/1ece839eb2a8c353ff1d1bc7985d41c5a75197e0
（最終閲覧日 2024 年 12 月 9 日）

[21] 高橋暁子,2021 年 10 月 5 日,「眞子さま複雑性 PTSD 診断へ…皇族も追いつめる誹謗中傷の恐ろしさと対策の現状、大切な被害者の心のケア」『Yahoo!ニュース』
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/84c9e979539e31716c6750b8ff3a33623326aa9e
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

[22] 2021 年 11 月 30 日,「秋篠宮さま『誹謗中傷は許容できない』ネットに苦言も　識者は宮内庁の努力促す」『デイリースポーツ online』
https://www.daily.co.jp/gossip/2021/11/30/0014881047.shtml
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

がはじまっている[23]。事実の有無という問題点を論ずる前に、一般人を突如撮影し、その写真を紙面に大きく載せるという姿勢そのものに大きな悪意が込められていることがわかる。さらに該当記事の前後に掲載された記事をあわせて確認してみる。

・「眞子さまと小室さんの新生活８つの疑問『そもそも皇族って離婚できるの？』」（2017 年 6 月 13 日号）
・「眞子さまの婚約相手・小室圭さんの母が頼る霊媒師の存在」（2017 年 9 月 5 日号）
・「小室圭さんのゴールデンウィーク、図書館で『参考書』開くも読まず」（2018 年 5 月 22 日号）
・「眞子さま『複雑性 PTSD』公表後の会見に心配の声、何としても避けたいパニック発作」（2021 年 10 月 25 日号）
・「小室圭さんの近影に衝撃！素肌にデニムシャツで“胸毛見せ”ファッションと“ポニテ頭”」（2022 年 2 月 26 日号）

上記はお二人に関する重なる報道のなかでも、「悪意」を強く読み取れる報道を選んだものである。「週刊女性」は小室圭さんの金銭トラブルを報道する以前から、彼の汚点探しをしていたことが読み取れる記事が多く存在する。また揚げ足を取る形で眞子様の心身に触れ、彼女への負担を大きくしていると捉えられる記事もある。元をたどれば、バッシングの要因となった記事を掲載した週刊誌であるにも関わらず、眞子さまの状態を心配しているともとれる文面を載せていることに、大きな違和感と矛盾を見出すことができる。本誌に限らず、複数の週刊誌がお二人を執拗に報道したとされる。ジャーナリストである浜田敬子氏は「報道する側である人々はどのように感じていたのか」を確認するべく、女性週刊誌 3 誌に取材を申し込んだが、結果として 3 誌とも取材を断ったという。「週刊女性編集部」は「皇室というテーマにおいて週刊女性編集長として何か発信することは現時点ではひかえさせていただいております」と答えた（李ほか 2023:41-42）。この一連のバッシングにおいて、その燃料を投下しているという自覚が週刊誌側にあるのか、という点は検討の余地があるといえる。

２．２．３　中傷と意見の混在

お二人の婚姻に対して世間の人々が敏感になる背景には、「皇室」という立場の特性が関係していると考えられる。そのひとつが、皇室の方々にまつわる費用が税金で賄われているという事実である。宮内庁関係の予算は大きく「皇室費」と「宮内庁費」に分かれており、2021 年度の皇室費は 124 億 2147 万円であった[24]。この事実により、世間の人々はよ

---

[23] 週刊女性編集部,2017 年 12 月 11 日,「秋篠宮家はご存知か！ 眞子さまの婚約者・小室圭さん母「400 万円」借金トラブル」『週刊女性 PRIME』
https://www.jprime.jp/articles/-/11267
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）

[24] 東洋経済オンライン, 2021 年 8 月 20 日, 「どこまで公費？以外と知らない『皇室の財布事情』」『ライブドアニュース』

り慎重に皇室の動向に目を向けるようになっていると考えられる。また皇室が人々にとって「閉ざされた空間」であるという事実も関係していると考えられる。国民にとって皇室の実態を知るには、宮内庁による情報発信に頼る必要があるが、その機会はとても限られたものであるといえる。国民が負担する税金を使用しているにもかかわらず、皇室内の動向を知る機会が限られていることから、週刊誌による憶測が混ざった報道や、それを真に受けた世間の反感が生み出されているともいえる。

一方で今回の一連のバッシングにおいて、念頭におくべき点は「意見と誹謗中傷」の違いである。新語時事用語辞典によると、「誹謗中傷」とは、根拠のない悪口を言いふらして他人の名誉を損なう行いのことである[25]。意見を超え、相手に対して悪意の込められた言葉をぶつけ、名誉を傷つけることが誹謗中傷なのである。意見と中傷の線引きが出来ていない人々が過激な発言をし、さらにその行為を正当化してしまう状況が生まれている。お二人の婚姻に対する誹謗中傷を取り上げた Yahoo!ニュースの記事には、様々な過激なコメントが寄せられた。その一部が以下の言葉である。

・「ノーベル搾取賞ものだ」
・「きっと不幸になる」
・「洗脳されている」
・「逃げ恥婚」

「本当に心配しているのです」という言葉とともに、汚い言葉で誹謗中傷をするものもいたという[26]。これらの言葉を意見として片付けることは問題であるといえる。「皇室であるから批判されてもよい」という感覚により過激な表現も容認されている風潮があるが、そこには確実な線引きが存在するべきなのである。

２．３　「山梨県女児行方不明事件」の報道と家族へのネットバッシング

２．３．１　事件発生からネットバッシングが過熱するまで

次に、一般人に対する誹謗中傷が発生した実例として「山梨県女児行方不明事件」とその家族に対するネットバッシングを取り上げる。この事件は 2019 年 9 月に発生したものである。9 月 21 日、当時 9 歳の小倉美咲ちゃんは家族、そして友人らと山梨県道志村のキャ

---

https://news.livedoor.com/article/detail/20730424/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）
[25] 「『誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう)』の意味や使い方 わかりやすく解説」『Weblio 辞書』https://www.weblio.jp/content/%E8%AA%B9%E8%AC%97%E4%B8%AD%E5%82%B7
（最終閲覧日 2024 年 12 月 15 日）
[26]原田隆之, 2021 年 10 月 20 日,「眞子さまの結婚をめぐる『対人攻撃』の不健全さ」『Yahoo!ニュース』
https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/5cd9f9ee45971bcb2fddf16142a17837db975923
（最終閲覧日 2024 年 12 月 9 日）

ンプ場に訪れていた。友人を追いかけ家族のもとを離れた美咲ちゃんはその後行方不明となってしまったのである。美咲ちゃんが最後に目撃されてから家族が探し始めるまで、わずか 20 分間の出来事であったという[27]。発見に至らないまま 3 年弱が経過した 2022 年 4 月、ボランティアの男性が人骨の一部を発見し、同月 10 日に山梨県警は DNA 型が美咲ちゃんのものと一致していることから死亡判定を発表した[28]。

事件発生直後から、美咲ちゃんの母親である小倉とも子さんはメディアに姿を現し、捜索の協力、情報提供を懸命に呼び掛けていた。そしてマスメディアもその様子を積極的に放送していた。しかしとも子さんに対して、徐々に誹謗中傷のコメントが増加したのである。とも子さん本人へのインタビューによると、事件後、言葉による攻撃は日に日にエスカレートし、考察を立てとも子さんを犯人視するような書き込みが続いたという。[29]また「(中略) 親がつらいとか言って悲劇のヒロイン気取ってるんじゃねえ」「娘が行方不明になってネットができる神経がわからない」「ふつうだったら寝込むはず」といった過激な書き込みもみられたという。心身ともに疲労の限界を迎えていたとも子さんにとって、これらの言葉は「言葉の刃」となり届いた。[30]

２．３．２　被害者報道における課題点

小倉とも子さんに対する誹謗中傷が加速した背景には、マスメディアの報道の在り方が関係していると考えられる。とも子さん自身の最大の目的は「美咲ちゃんをいち早く発見すること」であり、そのために積極的にマスメディアの取材を受けていたことから、一見すると当事者の意向をくみ取った報道であったといえる。その一方でとも子さんに対する誹謗中傷が加速していく最中でも、その報道の手を止めなかった残酷さを持っていたという見方もできる。なかでも報道されたとも子さんの姿の多くに見られたのが「涙を流す姿、憔悴しきった姿」であった。下村はこのような報道を「悲劇報道」とよぶ。悲劇報道は、「悲劇のヒーロー、ヒロインを描く報道」である（下村 2010:84)。実際にとも子さんのも

---

[27] 2019 年 10 月 1 日,「山梨の女児不明　20 分間に何があったのか　家族が経過明かす」『産経ニュース』
https://www.sankei.com/article/20191001-6RMANB3H3ZPPDO7BDTWH2LHZA4/
（最終閲覧日 2024 年 12 圧 19 日）

[28]2022 年 5 月 14 日, 「発見の骨は不明女児、DNA 型が一致　山梨県警が死亡判断」『日本経済新聞』
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE143E60U2A510C2000000/?msockid=0fb6c11bcb9f642f20f2d21fcae7658d
（最終閲覧日 2024 年 12 月 10 日）

[29]宇佐美貫太,2021 年 4 月 19 日,「小倉美咲さんはどこに 山梨女児不明 母親の思い」『NHK 事件記者取材 note』
https://www3.nhk.or.jp/news/special/jiken_kisha/shougen/shougen8/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 10 日）

[30] 新屋絵理,2021 年 4 月 20 日,「ネット中傷は『言葉の刃』山梨不明女児の母が提訴会見」『朝日新聞デジタル』
https://www.asahi.com/articles/ASP4N5SR8P4NUTIL035.html?msockid=0fb6c11bcb9f642f20f2d21fcae7658d
（最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

とへ届いた中傷コメントの多くは、とも子さんが悲劇のヒロインを演じているという捉えられ方から生まれたものであった。その点で、報道における映像の偏りが誹謗中傷を引き起こしてしまったひとつの要因だと考えることもできる。マスメディアによる報道はどれほど当事者の立場を尊重したものだと謳っても、その背景には「視聴率」が必ず意識されている。渡辺（2001）は「テレビにとって視聴率は神様である」と述べた（渡辺 2001:97）うえで、「視聴率の重視は娯楽番組の偏重をもたらし、その結果、ニュース・報道は『ショー』（的構成）となる（中略。）と述べる。まさに上記の悲劇報道はショー的要素を求めて作り上げられるともいえるのではないだろうか。マスメディアは被害者報道を行うなかで、それが事実かというだけでなく、発信する映像の一つひとつが世間にどう受け取られているのかをより敏感に察知する必要がある。同時に「当事者のために」という姿勢を盾に偏った発信をすることには大きな問題点が見出される。

２．３．３　小倉とも子さんのその後

誹謗中傷が相次ぐ状況を受け、2021 年 4 月にとも子さんは会見をひらき、中傷投稿者の責任を追及するため、ツイッター社に向け情報開示を求めたことを明かした[31]。その後の刑事訴訟では 2022 年 7 月、とも子さんを中傷したとして名誉棄損罪に問われていた 71 歳男性の控訴審判決において、東京高裁は懲役 1 年 6 カ月、執行猶予 4 年の判決を支持した。男性の弁護側は「情報の信頼性が低く、社会的評価が低下する程度も小さい」として量刑が重すぎると主張したが、東京高裁は「ネット上の情報は容易に拡散され、社会的評価を低下させる危険性は高い」として退けた[32]。

本章第 1 節で前述した「木村花さんの自死」が発生して以降、誹謗中傷をした人に対する責任追及が少しずつ可能となってきている。その一方で、被害により心に傷を負った当事者が動き出さないと進展がないという状況や、1 つひとつの訴訟において金銭面や時間で多くの負担がかかるという現実がある。

２．４　３つの実例から見出される課題点

木村花さん、眞子様と小室圭さん、そして小倉美咲ちゃんの母とも子さんは、ネット空間における過剰なバッシングにより心に深い傷を負い、その後の人生に大きな影響を与えられたという事実を確認することができた。そして 3 つの実例に共通していることは、マスメディアによる発信を受け取った人々が、ネット空間において次々と過激な傷つけ合いを行ったという関係性である。木村花さんは、リアリティショーにおける偏った描かれ方により世間に人格を決めつけられ、中傷を受けるに至った。眞子様と小室圭さんは、数多くの週刊誌による執拗な付きまといと悪意のある報道により、中傷を受けるに至った。そ

---

[31]注 30 に同じ

[32]2022 年 7 月 5 日,「道志村不明女児の母をネット中傷、71 歳に 2 審も有罪判決」『読売新聞』
https://www.yomiuri.co.jp/national/20220705-OYT1T50198/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

して小倉とも子さんは情報提供を目的として報道番組の取材を多く受けたことで、結果として世間から中傷を受けるに至った。3 つの実例を通じて、「マスメディアの情報発信」と「ネット空間における人々の傷つけ合い」には強固な相互関係があることが確認できる。続く第 3 章では、両者に見出される課題点について具体的に検討を行う。

３． マスメディア・ネット空間における表現の課題

３．１　マスメディアによる無責任な発信

第 2 章において、マスメディアの情報発信の在り方には複数の課題点が見出された。本章では、リアリティショーを中心とした「出演者の人権を損なう番組制作」、皇室を中心とした「複雑な立場を悪用した過剰報道」、事件の取材報道を中心とした「一般人の報道」の 3 点を軸に、マスメディアの情報発信における課題点を検討する。

３．１．１　出演者の人権を損なう番組制作

木村花さんが出演した番組「テラスハウス」を代表作として、日本において「リアリティショー」は若者を中心に絶大な人気を誇ってきた。テラスハウスの放送終了後も、AbemaTV をはじめとした動画サービスがオリジナル恋愛リアリティ番組を次々とヒットさせてきたという事実からも読み取ることができる。AbemaTV が毎月発表する人気番組ランキングでは（視聴数ではなく AbemaTV が独自に集計した視聴データを元にしたもの）、2018 年中は恋愛リアリティショーが毎月トップ 3 入りを果たしている[33]。リアリティショーはなぜそれほど人々の心を掴むのだろうか。村上（2020）はリアリティショーがもつ「送り手と視聴者の距離感がだんだんと接近し、テレビの中で“送り手が作る日常”に“視聴者の日常”が溶け込んでいく」という段階について触れている（村上 2020:6）。画面の中の人々と視聴者との間に一定の距離が保たれているのが基本的なテレビ番組の特徴だと考えられるが、リアリティショーはその境目を曖昧にする力をもつといえる。さらに村上（2020）はリアリティショーにおける上記の特性について、「制作者・出演者・視聴者の三者の絶妙なバランスのものに成り立っている」と述べる（村上 2020:3）。近年のリアリティショーの放送について、このバランスの崩壊、なかでも「出演者の負担の増加」が問題視されている。負担の増加には主に 2 点の背景が考えられる。

1 点目に、「台本なし」を盾とした制作側の権力行使である。前述したように、リアリティショーでは基本的に筋書きは用意されておらず、やらせなしをアピールポイントとした番組群であるともいえる。視聴者もその主張を受け取り、「リアルな世界」として映像を受け取っていると考えられる。一方でやらせなしを魅力として謳う裏には、番組制作体制

---

[33] 2018 年 4 月 17 日,「アベマ、ネトフリ、アマゾンが激突する『恋愛リアリティショー戦国時代』『Business Insider Japan』https://www.businessinsider.jp/post-165190 （最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

が不透明であるという重大な問題が隠れている。実際に木村花さんの実例においても、BPO における番組へのヒアリングに限界があり、作成の実態を把握することが困難であったという[34]。村上（2020）は「テラスハウス」における制作者と出演者の不均衡な力関係に疑問を呈している。出演者が承諾する「同意書兼契約書」には、「（中略）一切の事項に関して、全て放送局側の指示・決定に従うこと」を承認させせられる一方、スタッフからは「本人の気持ちを優先する」という言葉が伝えられるというように、なんとも曖昧な関係性が構築されているのである(村上 2021:41)。制作側から発せられた言葉が演出であるのか、アドバイスであるのか、圧であるのか、といった線引きが曖昧であることから、すべての責任を出演者が負う形になる危険性があるのだ。

2 点目に、「視聴者」の力の増大である。近年、容易に視聴の感想をネット発信することが出来たり、出演者個人の SNS アカウント作成により、視聴者と出演者が実際にコミュニケーションをとることすらも可能となった。その距離の接近により、両者のバランスが崩れてしまった可能性が指摘される（村上 2020:2)。さらにその距離感の変化について、番組制作側の認識がかなり甘いものであるとも考えられる。

出演者の一挙手一投足がリアルとして受け取られ、あらゆる言葉がぶつけられる現代である。やらせなしというアピールの裏側で「出演者への配慮なし」の番組制作が行われているといえるのではないだろうか。出演者の人権を守る番組制作が出来ていないという点が、彼らへの中傷を生み出す大きなきっかけとなっていると考えられる。

３．１．２　報道対象者の立場を悪用した過剰報道

眞子様と圭さんの動向に関する報道について、「皇室」という立場の特殊性について整理する必要がある。そもそも過剰報道の法的な可否については、報道対象者の「公共性」がひとつの論点となる。名誉棄損罪を述べるうえで論点の核となる「事実の適示」について、「公共の利害に関する事実」であるかどうかが重要となる。宮原（2006）は「(中略）公共の利害に関する事実とは、まさに、市民が知る権利をもつ事実である、という事になる。」と述べる（宮原 2006:83)。マスコミ側は、民事訴訟において、その報道内容が公共性・公益性を有することを主張して、その記事内容が真実であること、あるいは十分な取材結果に基づいたものであることを主張・立証することができれば免責される（中村　2006:13)。このような事実をふまえたとき、「皇室」にまつわる報道が「公共の利害に関するものか」という点を議論することが困難であることが見出せる。なぜなら公務員や著名人と比較し、「国民の象徴」として存在する皇室は、日本において唯一の特殊な立場にあるということができるからだ。国民には皇室のことを知る権利がある一方、彼らのプライバシーは一定的に守られる必要もある。公私の狭間ともいえる「皇族の立場の複雑さ」を盾に、マスメディアは報道を過激化させているといえるのではないだろうか。

皇室という立場がもつ別の特性として、世間の人々が実情を知ることができないというものがある。茨木（2010）は、「『象徴』として天皇家や皇太子一家の情報は、直接国民の前に容易に現れるわけではない.（中略）高い関心はあっても直接自分で確かめられない情報を持っている場合、マス・メディアが作り出す『現実』がたとえ意図的でなくても、

[34] 第 2 章第 1 節第 2 項を参照

受け手にとっても「現実」として受け止められやすい」と述べる（茨城 2010:156）。秘められた立場であるからこそ、限られた情報を真実として受けて止めてしまうという心理が受け手には生まれる。この事実は皇室に限らず、批判の対象となりやすい多くの著名人にもあてはめることができるだろう。

そして象徴として神格化されている天皇、そしてその皇族の方々は、世間の声に対してむやみに強い反抗を示すことができないのが現実だと予測する。象徴として人々の上に立つと捉えられる一方、象徴だからこそ強く動くことができず、常に世間の鋭い視線に一方的にさらされているというジレンマが発生しているといえるのではないだろうか。また下村（2010）は報道において、社会的な立場とは別に、情報上叩かれる立場に置かれる「立場的弱者」というものが発生することがあると述べる。ものすごく力の強い“社会的強者”が、ある報道の中では“立場的弱者”になるということがあるのだ（下村 2010:80）。皇族という立場とは別に、眞子さまはこの「立場的弱者」となっていたともいえる。

マスメディアは、皇室という立場の複雑さやそこから生まれる世間の人々の心理に再度目を向け、情報を慎重に発信する責任があると考えられる。

３．１．３　一般人被害者の報道

小倉とも子さんにまつわる取材と報道に関して、事件報道をはじめとした「一般人の報道」の在り方を検討する必要がある。

検討点の 1 つ目は「混乱している当事者の意向をくみ取る報道の線引き」である。事件が発生し、一般人の被害者は大きな混乱に陥った状態で取材を受けていることが多いと考えられる。特に小倉美咲ちゃんのように行方不明事件の被害者である場合、家族は藁にもすがる思いでマスメディアを頼ることとなる。そのような状況において、過剰な演出にも答える姿勢や精神をすり減らしてまで取材を受ける当事者が出てきても不思議ではない。だからこそ、マスメディアは当事者の意向を最大限受け取りつつ、彼らが一般人であるということ、心身ともに疲弊している状態であることを考慮しながら慎重な取材、報道を行う必要がある。

検討点の 2 つ目は「事件報道によるプライバシー露呈の危険性」である。小倉美咲ちゃんそしてその家族は、当時の報道において多くのプライバシー情報が世間に公表され、匿名の世間に対して不利な立場にあった。事件報道におけるプライバシー、なかでも「被害者の実名報道」の課題点については以前より議論が重ねられてきた。被害を受け実名を出したくないと望む人々がいる一方で、「多くの被害者のひとりではなく、実際に存在した人間として実感してもらいたい」といった心境から、実名報道をのぞむ当事者もいる。特に行方不明事件の場合、プライバシー情報の公開が事件解決につながる可能性を秘めていることもまた事実であり、その線引きが困難な状況にある。しかし報道は一度世に出したら消すことは不可能であり、一般人の情報が世に永遠に放たれることとなる。事件報道で一般人を対象とする際には、その瞬間だけでなく、あとに続いていく当事者の人生に影響を及ぼすことを認識した報道を行うべきである。

３．２　ネット空間における人々の心理状態

第 2 章を通じて、ネット空間において傷つけ合いを行う人々には様々な心理が影響していることが確認できた。本項ではネット空間が人々の中に生み出す心理状態として主に６つの心理状態を取り上げ、ネット空間という特殊な状況が生み出す新たな課題について検討を行う。

正義中毒

第 2 章の 3 つの実例において、中傷書き込み者に共通して見られた言い分に、「心配だから」「叩かれるべきであると感じたから」というものがあった。「正義感」ともとれる心情であるが、誹謗中傷を書き込む背景にはこの正義感が強く影響している。中野（2020）は著書である「人は、なぜ他人を許せないのか？」において、自らの正義を他者にぶつけることで生まれる快感に溺れる状態を「正義中毒」であると唱えている。中毒と呼ぶ背景には、他人に正義をふりかざすことで、脳の快楽中枢が刺激され、快楽物質であるドーパミンが放出されるという事実が関係している（中野 2020：5-6)。他者に対して鋭い言葉を堂々と投げかける人々の多くがこの快感から抜け出せなくなっていると考えられる。そしてネット空間において「何が正義とされるか」という基準は、日本特有の「同調圧力」や「集団主義」が影響している。この同調圧力や集団主義については、本章第 3 項で詳細に述べる。他者に正義をふりかざし黙らせることは、他者を言い負かすことと同等であり、すなわち書き込み者は自らの「勝利」を実感できるのである。中傷書き込み者は無意識にこの快感にすがり、日常のストレスのはけ口として誹謗中傷を行っているという可能性がある。

人々が「負け」を感じるのはどのような時であろうか。第 2 章において取り上げたっ実例にあてはめて考えたい。眞子様と小室圭さんの例において、お二人の婚約が「勝利」だと捉えられた可能性は否定できない。また、今後国民が負担する皇室費により生活すると考えられる小室圭さんに対して、人々が負けを無意識のうちに感じてしまった可能性もあるだろう。次に小倉とも子さんの例において、とも子さんは困難の最中にいる「哀れみの対象」となるはずである。しかし「世間に心配してもらえている」という状況や、「メディア露出により注目を浴びている」という特殊な状況に対して、一部の人々が羨望の気持ちを抱いた可能性もある。

承認欲求

次に人々を誹謗中傷に走らせる要因として「承認欲求」が挙げられる。第 1 章で前述したように、ネット空間では自らへの評価は、いいねやコメントの数で容易に確認することができる。それはネット空間において、たったひとつの投稿で時に「人気者」になれることを示しており、この仕組みに利用者は虜となっていると考えられる。伊藤（2022）によると、パフォーマーである情報の発信者は、より多くの評価を獲得しようと自己呈示の仕方を工夫していき、オーディエンスである情報の受け取り手も同様に、リアクションを通じて自己呈示を行っているのである。そして互いに立場を交換しながら評価を与え合うこ

とで、それぞれの「市場価値」を高め合っていくという仕組みが構築されているのである（伊藤 2020:62-63)。この市場価値を裏付けるものこそが「多くの共感」なのである。この共感を得るためには、人々が普段口に出来ない「暗黙の了解」に触れることが有効であると筆者は実感することがある。

実際にXを確認すると、いいねを獲得している投稿の多くに「実は」「あまり言わない方がいいと思っていたけれど」という言葉が添えられている。小倉とも子さんの実例にあてはめた時、とも子さんに対して、事件発覚当初は心配の声が多く挙がっていたが、時間の経過とともにとも子さんを怪しみ、蔑むようなコメントが増え、多くのいいねを獲得していった。香山（2014）はこれらの特徴について、ネットにあるのは「日常では出せない自分、出してはいけない自分」を解放させる、という機能であるとし、(香山 2014:82) それを「非抑止性」としている(香山 2014:59)。 普段人々が心に秘めている本音を察知し、そこに触れることで大きな共感が生み出されるのである。

一方で世間からの「共感」は「反感」と表裏一体であるという恐ろしさもある。伊藤（2022）は「共感と反感は絶えず転態可能な移ろいやすいものであり、その様態を完全にコントロールすることはできない。」と述べる(伊藤 2022:168)。 実際に、「特定の人物をバッシングする風潮であったが、その翌日、今度はバッシングは可哀想だという声が多くあがる」という状況は、現在の X において多く見られるものである。この状況の察知を誤ると、時に自らが次の中傷のターゲットにもなりかねないのである。その誤りを伊藤（2022）は「操作ミス」と呼称する(伊藤 2022:168)。 操作ミスをしないよう、絶妙なラインを察知できる力が現代のネット利用者には求められているということもできる。

匿名機能が生み出す不平等性

次に、ネット空間という特殊な環境が生み出す「不平等な力関係」を挙げる。現実世界において、目の前の相手に対して罵詈雑言を堂々とぶつけることのできる人々は数少ないだろう。ネット空間に舞台が変わった途端に鋭い言葉が飛び交う背景には、「匿名性」という特徴を欠かすことはできない。伊藤（2022）は誹謗中傷の加速について、「(中略) とくに透過性と匿名性という、相補的な二つの性質に変化が生じたためだと考えられる。」と述べる(伊藤 2022:157) 。ブログをはじめとしたツールの進化により、被中傷側は常に誰からも見えるようになり透過性が高まったことで、被害を受けやすくなってしまったと考えられる。その一方で、SNS の進化にともない書き込み側は常に匿名を保つことができるという状況にある。両者のバランスが崩れたことにより、誹謗中傷が起こりやすくなったのである。小倉とも子さんの例にあてはめて考えた時、とも子さんはマスメディアによる連日の取材、そして家族構成や事件発生時周辺の行動などの詳細な報道により、透過性が高まり危険な状態だったといえる。また、眞子さまと小室圭さんの例では、お二人の経歴や今後の動向が公になっていた状況が認められる。上記 2 つの状況において、関連性のない世間の人々が匿名でバッシングを行ったことにより、不平等な力関係が生まれてしまったと考えられる。

さらに、ネット空間では相手の顔を確認することができないことから、相手の立場を想像する「視点取得」ができなくなるという心理状態もある（榎本 2015:119-120)。そもそも「他者の立場を想像する」ことができるのならば傷つけ合いなど発生しないといえるほ

ど、この視点取得がネット空間におけるコミュニケーション課題の根源であるともいえるだろう。第 2 項で述べた「共感」という感情であるが、この言葉の語源こそ、本来「他者への想像力に基づき、他者がどう感じているのかを理解することを含意するもの」であった（伊藤 2022:174-175)。他者を想像することを指すはずの「共感」は、現代では本来の意味を失いつつある。

また、他者の存在を実感、想像できないという特徴は、「自分」という存在に返ることもある。その現象が「マジックミラー錯覚」である。マジックミラー錯覚とは、「自分の発言について、他人は全く気付かないだろうと感じてしまう錯覚」である[35]。誹謗中傷が大事に繋がった際、「自分の発言にそこまでの意図はなかった」という言い分を述べる人がいる。自らの些細な発言が相手に届くことなどないという錯覚が誹謗中傷につながっている可能性がある。

「中学校の授業でネット中傷を考えた」（宇田川 2023）における授業において、「手軽な加害と深刻な被害」という言葉が使用された(宇田川 2023:56)。 まさに、この言葉こそ両者の不平等な関係性を表している。自覚のないひとつの書き込みにより、当事者は一生癒えることのない傷を負ってしまうという恐ろしさを忘れてはいけない。

集団心理

第 1 項において、誹謗中傷に走る心理には正義中毒が強く影響していると述べた。そしてその正義のものさしを定めるのは、ネット空間における「集団認識」である。そもそも、「何を正義とするか」という価値観は国によって、さらには個人によって大きく異なるものであるとされる(中野 2020:44)。 日本における愚かさの基準として、中野（2020）は「みんなに合わせられないこと」「みんなと違う言動をすること」、すなわち「集団の和を乱すこと」であるとする(中野 2020:45)。 日本は各国と比較しても集団主義的認識が強固な国であり、そこに当てはまらない人々を排除する傾向にあるのである。そしてその背景には、自然災害が多発してきた歴史や、島国という閉鎖的な空間で人々が生き延びてきたという事実が関係しているとされる（中野 2020:51-54)。その結果、日本では集団の考え方に背くことが社会全体の深刻なピンチを招きかねないという思考を誰もが抱くようになったという歴史がある（中野 2020:59)。そして、集団において少数派である人々に対し、多数派に従うよう暗黙の圧をかける「同調圧力」が生み出されたのである(中野 2020:126)。この圧力こそ、ネット空間においても強い存在感をもつ。佐藤（2023）は、同調圧力が生み出す「息苦しさ」や「閉塞感」はきわめて独特のものであるとしたうえで、その圧力が作り出す「世間」という存在によって日本人はがんじがらめにされていると述べる(佐藤 2023:12)。

---

[35] 松本健太郎,2020 年 6 月 23 日,「炎上が多発している原因は、マジックミラー錯覚と内集団バイアスにある」『Agenda note（アジェンダノート)』
https://agenda-note.com/customer/detail/id=2924
（最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

また伊藤（2020）は、社会学者の H・ベッカーによる以下の言葉を引用し、社会集団における圧力について自身の見解を述べている（伊藤 2020:51-52)。

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼ることによって、逸脱を生み出す。」(H・ベッカー)

つまり社会において逸脱だとされる行為自体、統制側の人々によって「構築」されるものであるのだ。この考えは「構築主義」と呼ばれる(伊藤 2020:51-52)。これをネット空間にあてはめたとき、様々な機能により他者のリアクションを容易に確認できることで、ネット空間ならではのルールが集団により「構築」されているということができるのではないだろうか。同じ投稿に賛同した者同士こそが「正義となる集団」であり、そこからはみ出るものは瞬く間に誹謗中傷の次なる的になってしまうのだと考える。第 2 章の 3 つの実例にもみられるように、偏った世論が過激化している状況において、そこに異を唱える意見を表明することが危険を伴うことも事実である。

無自覚な加担

第 1 章において、X の特徴的機能のひとつとして「おすすめ投稿の表示」を挙げた。この機能以外にも、多くのウェブサイトにおいてユーザーの閲覧履歴や ID を保存する Cookie の利用が加速し、個人ごとに違ったサービスが展開されるようになった（島海ほか 2022:71)。この推薦機能により生み出された現象が「フィルターバブル現象」である。数ある情報はフィルターにかけられ、既に制限された「似通った情報」だけが個人に届くという現象である(島海ほか 2020:74）。自らの価値観と似通った情報が流れてくる状況であっても、実はその情報は多数派であるとは限らない可能性がある。また、流れてくる情報が偏っている環境において、自分の価値観に合った意見だけが返ってくるような情報空間のことを「エコーチェンバー」と呼ぶ（島海ほか 2022:75-77)。この情報空間は、人々の思考を偏らせるだけでなく、過激化させたり、分断させる力を持つ。エコーチェンバー空間のなかで、他者の話しに合わせるために意見を変えてしまったり、集団内での地位を高めるためにより過激な言動をしてしまうこともあるからだ（島海 2022:82-83)。これらの現象からわかるように、人々は無自覚の内に自らの価値観を偏った形に形成し、それを正当だと思い込む環境にあるのだ。

また誹謗中傷の投稿を発信する者だけでなく、「拡散」する者にも特徴的な心理が確認できる。伊藤（2020）はネット炎上に関わる人々を「投稿者・告発者・叱責者」の 3 つに区分し、炎上の火種を大きく燃え上がらせる立場として「叱責者」が多くの割合を占めていると述べる（伊藤 2020:53-55)。実際に、X では反応が多い投稿ほど人々にサジェストされる機能がある。第 2 章で取り上げた 3 つの実例において、それらを取り上げた記事には、共通して膨大な数の引用リツイートが投稿されていた。一人ひとりが何気なく引用し、独り言としてつぶやいた内容が積み重なっていくことで、結果として大きなニュースとなることも多い。情報の注目度は、それを拡散する叱責者の数にかかっているともいえるのだ。

情報を拡散する人に見られる心理として、私たちは心理的な快感をもたらしてくれるような情報が欲しがる傾向にあるという「ソーシャルポルノ仮説」が挙げられる（島海ほか

2020:57)。情報が正しいかどうかを検討するまえに、好奇心から情報に寄り付き、拡散してしまうという傾向にあるのだ。また正義主義と同様、拡散による「快感効果」も確認されている。そのひとつが「ダニング＝クルーガー効果」である。これは少しだけ勉強した状態の人が最も「自分はよく理解している」と過信しがちであるというものだ（島海ほか2020:58)。まだ他者が知らない情報を入手できたと感じた際、根拠のない自信をもとに情報を拡散してしまう人々には、上記の心理が影響しているのである。

中傷疲労と負の連鎖

第 5 項まで、誹謗中傷が人々に快感をもたらすという事実について述べてきた。その一方で、誹謗中傷の書き込みが人々の心に負の影響をもたらすことも確認されている。

そのひとつに、自らの正義を主張する快感を知りながらも、同時に相手を罵ってしまう自分、相手を許せない自分を許せないと感じる心理がある（中野 2020:10)。自らが中毒に陥っていることを自覚しながらも抜け出せない状況は、まるで薬物やアルコール中毒を患う人々と同様の状態にあるともいえるだろう。この心理をもとに、書き込みの後に後悔の念を抱く者も少なくない。実際に木村花さんの死後、ある NPO には投稿したことを後悔しているという相談が数多く寄せられたという。その中には「人を殺してしまった」「わたしは、どうしたらいいのでしょうか」という言葉が確認できた[36]。また、本章第２項で述べた「反感を呼ばないための絶妙な空気読み」を行い続けることで生まれる「疲労感」も人々の心に負の影響を与える。香山 (2020) はこれに触れ、ネット空間において「実は自由ではないのに自由に見せる」ということほど疲れることはないと述べる（香山2020:162-163)。

周囲の空気感を敏感に察知しながら、快感を得るべく誹謗中傷の書き込みや拡散をし、その後後悔の念にさいなまれるという流れが発生しているのだ。そしてそれが更なるストレスとなり、そのはけ口として更に書き込み・拡散を行うというように、ネット利用者の間には「負の連鎖」が生み出されているということができる。

４．私たちの「表現の未来」に求められること―表現の自由との両立を目指して－

４．１　「他者の人生を背負う」責任をもったマスメディアを目指して

第 3 章までを通じて、マスメディアの発信には多くの課題点が見出された。それらの課題点に共通していえることは、マスメディアが「誰かの人生を大きく変える力を持っている」ことの認識が甘いということである。放送の自由が認められていることは勿論、「マスメディアの発信」は社会を良い方向に変える大きな力を持っている。そもそもマスメディアはそのために存在しているといえる。よって表現を外部の力により過度に制限することは望まれるべきではないと考える。だからこそ、マスメディアがどう変化していくかは

[36] 注 12 に同じ

彼らの「主体的」な意識変化に委ねられているのである。ネットの力が増大し続けている現代社会において、マスメディアはそれ単体で存在することが不可能になりつつある。その影響力を一秒たりとも忘れてはいけない。本章第 1 節では、マスメディアが主体的に表現の再考を行う未来を目指し、求められる変化について提言を行う。

４．１．１　倫理を大切にした表現

マスメディアに改めて求められるのは、「倫理観」をともなった表現である。デジタル大辞泉によると、「倫理」とは「人として守り行うべき道。善悪・正邪の判断において普遍的な規準となるもの。道徳。モラル。」という意味を持つ[37]。つまり人として守るべきラインを常に意識した発信を行う必要があるということである。倫理観が失われた状態で行われる発信においては、「出演者（報道される者）の人権」が置いていけぼりになってしまうことが多い。飯室（1999）は「報道の自由と被害者の人権の調和」について考察するなかで、「『人の道としての良心』や、『市民社会の規範と良識』に我々（マスメディア）が立脚することに尽きる」と述べる。そしてその良識を持ち続ければ、一線を越えない報道が可能なのである（飯室ほか 1999:112-113)。

表現における倫理観が失われる背景には、マスメディアが持つ特徴的な思考が存在する。第 3 章の「ネット空間における心理」において触れた「人々が求める快感」と同様、マスメディアにも快感を求める思考があるともいえるかもしれない。その思考が「他者の不幸に吸い付く」というものである。飯室（1999）は、上記のような「他人の不幸は密の味といったステレオタイプ」と、ことがあるごとに集中砲火を浴びせるマスコミの「スタンピード現象」[38]のふたつの『S』から脱却することが必要であると述べる。一方でマスメディアは組織として存在するからこそ、その思考からの脱却が困難であるともいえる（飯室ほか 1999:102-110)。発信そのものに金銭の損得が生まれるため、表現に一種の「刺激」が求められるのがマスメディアの特徴である。特にテレビや新聞など商業メディアの場合、情報をわかりやすく要約するときに、より「刺激的」で多くの人が好む情報に加工する場合がある（森 2014:62)。倫理観の失われた「加工」が行われたとき、受け手の人々の暴走を招くことにつながってしまう。だからこそ、マスメディアの発信に携わる 1 人ひとりが個人として、そして組織の一員として常に冷静な在り方を模索する必要がある。

４．１．２　対象者をより良い未来に導く表現

次にマスメディアに求められるのは、「対象者をより良い未来に導く表現」である。第 3 章までの分析を通じて、現在のマスメディアの表現はその対象者の心、そして人生そのものを深く傷つけることがあるという現実を見いだせた。ではその反対、対象者の心や人生そのものを「前向き」に支える発信とはどのようなものであるだろうか。

---

[37] 「倫理（りんり）とは？意味・読み方・使い方をわかりやすく解説」『goo 国語辞書』
https://dictionary.goo.ne.jp/word/%E5%80%AB%E7%90%86/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

[38] 原寿雄氏が報道の集中を比喩した言葉。（飯室ほか 1999:102）

下村（2010）は上記のような発信の在り方として「修復的報道」というものを提案する（下村 2010:68）。マスコミの報道には「応報的報道」と「修復的報道」の 2 種が存在している。現代の報道は、血祭りに上げるような姿勢の時の方が断然勢いづく、という現実がある。応報的報道は上記のようなあり方をさす（下村 2010:68）。第 2 章で触れた事例のなかでも、眞子さまと小室圭さんをつるし上げるような悪意を持った週刊誌報道がこれにあてはまると考えられる。下村はこの姿勢について、「マスコミというのは報道機関であるにもかかわらず、（中略）明らかに懲罰機関の役割を演じてしまっている」と述べる（下村 2010:17）。人々の行動の善悪を決定することができるのは、この社会で「司法」のみである。しかし報道という姿勢を用いて、マスコミがその役割を担おうとしてしまっている現状がある。この応報的報道に対して、「批判される側の意見や主張を聞く」という姿勢をもつことで攻撃的であった報道のトーンが変わり、よりよい報道の形へと修復できると考えられる（下村 2010:80-81）。

またこの修復的報道という観点は、第 2 章で触れた「悲劇報道」にも適用することができると下村は考える。前述したように、第 2 章における実例「小倉とも子さんの報道」では、マスメディア側が彼女を悲劇のヒロインとして故意に描こうとしていた可能性が指摘できる。こういった状況に対し、「当事者の回復のためにマスコミという道具を使って何ができるだろう」という意識をもった発信をすることこそ、修復的報道のひとつである（下村 2010:88）。小倉美咲ちゃんの事件では、「美咲ちゃんを見つける」ことこそがとも子さんの望む道であった。しかし当時の過剰な取材や報道がその結果だけを目指していたものであったか、という点には疑問が残る。

このように 1 つひとつの発信において、当事者によりよい未来をもたらすためという姿勢を常に意識し続けることが、マスメディアにおける表現のよりよい変化につながるといえる。

４．１．３　外の社会を意識した表現

前述してきたように、ネットが強力な力を持ち始めている現代において、マスメディアの発信はそれ単体で責任を終えることが出来なくなっている。この現状において、マスメディアという枠の外の社会を意識した表現が求められると考える。例えば「テレビ」という媒体に着目した場合、出演者は「テレビの画面」という枠に守られることが難しくなっているといえる。だからこそ、受け取り手の感性を慎重に意識した表現が必要になるのではないだろうか。第 2 章における実例「木村花さんの自死」がそのひとつである。番組における花さんの振る舞いに関して、どこまで演出でありどこからが自主的なものであったか、その真偽は明らかとなっていない。しかしテレビに映る花さんのすべてを、視聴者はリアルとしての花さんとして受け取った。その「直線的」な関係性の恐ろしさを、番組制作側の人々は今一度認識する必要がある。

また、マスメディアがときに受け手に促してしまう現象として「過剰反応」が挙げられる。マスメディアが SNS におけるイタズラ投稿や極端な議論、クレームなどにいちいち反応してしまうことで、目立ちたいと真似をする者が出てきてしまうという流れが生まれることがある（榎本 2015:194）。マスメディアの過剰反応が単純な出来事を過剰なものにしてしまい、その受け手がさらに過剰に反応してしまうという連鎖がある。またデマやフェ

イクニュースが拡散していると思われる状況において、あまり拡散されていないデマや炎上を、ことさら大きなものであるかのように報道するメディアもあると島海は述べる（島海 2022:63)。つまりはじめは小さな出来事として存在していたものが、マスメディアの過剰表現により大きな出来事にたらしめてしまうという関係性もあるのだ。

また近年「ワイドショー」をはじめとして、著名人らが出演し 1 つひとつの報道に反応を示すといったバラエティー色の強い情報番組が増加してきている。榎本（2015）はこれらの番組がもつ「モデリング効果」の危険性について触れている。モデリング効果とは「身近な人物や憧れの人物、好感をもつ人物などの言動を自然に真似るようになること」を指す（榎本 2015:195)。報道に対して批判的意見をもっていなかった視聴者が、モデリング効果により過激な思考をもつようになるという可能性が指摘されている。実際に、眞子さまと小室圭さんの一連の報道は、多くのワイドショーにおいて取り上げられていた。例えばフジテレビ系情報番組「ワイドナショー」における放送（2021 年 10 月 3 日放送回）には、お笑いコンビダウンタウンの松本人志が出演し、お二人の騒動に対して「(中略) 素敵な皇室であってほしいなという感情になってくるんですよ、こういう感じは寂しいなあ」と述べている[39]。あくまで一例だが、このようなスタイルの番組により、視聴者の思考が「作り出される」可能性は否定できない。

マスメディアが過剰な反応を示し、同時に促すことで、世間の人々の「共同感情」は一気に不安定になる。この際、世間は心理的に「迷惑をかけられた」と感じる状況にある（佐藤 2023:87)。この状況に対してよく耳にするのが「お騒がせして申し訳ありません。」という言葉である。時に事件の被害者遺族が取材を受ける際にこの言葉を述べる様子も見られる。マスメディアが世間の過剰反応を促すことは、結果として報道対象者の負担を増やす恐れもある。これらの危険性を十分に考慮し、常に受け手に与える影響を認識した表現がマスメディアには求められるといえる。

それは「制作過程」をより OPEN なものにすることも含んでいる。渡辺（2001）は特に、テレビの持つ特性について触れ「(中略) テレビの場合には面白ければ、そしてインパクトさえあれば、誰がどのようにして撮影したか、そしてそれがどのように編集されているかについてあまり問われることはない。」と述べる（渡辺 2001:24)。視聴者はマスメディアが発する内容を正面から受け取るからこそ、制作側はその制作過程に常に意識を向け、現状よりもそれを公にしていく必要があるといえる。木村花さんの実例において触れた「BPO」の存在のように、放送実態の透明化に向けて外部からの監視や催促を一定程度強めるという変化も求められると考える。

[39] 2021 年 10 月 3 日,「松本人志、眞子さまと小室圭さんの結婚に神妙『こういう感じは寂しいなあ。普通ならもっとお祝いできるのに』」『中日スポーツ・東京中日スポーツ』
https://www.chunichi.co.jp/article/341042
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

４．２　「衝動」に操られるネット利用からの脱却を目指して

第 3 章までの分析を通じて、ネット空間で傷つけ合いを行う人々には、複雑な心理が働いていることが確認できた。その多くがマスメディアの発信に誘発されたものであるといえる一方、マスメディア側だけが変わることで解決するものでもない。メディアの側の自浄努力といったものだけで、それが発信する情報をより良質なものにすることができるという保証は残念ながらまったくない（各務 2008:162)。見方を変えれば、情報を受け取る 1 人ひとりがその事実を認識することで、不要な傷つけ合いを防げる未来もあるということである。本章第 2 節では、ネット利用者が主体的に自らの心理に向き合い、他者を傷つけることのない表現をする未来に向け、提言を行う。

４．２．１　自らの心を「知る」

これまでの分析を通じて、私たちはネット空間において様々な「衝動」に駆られて攻撃的な表現をしてしまう事実を見出してきた。その衝動を抑えるには、まずはその存在を「知る」ことが大切であると考える。

正義中毒を唱えた中野（2020）は、正義中毒を乗り越える方法として「メタ認知」を挙げる。その前提として「人を許せない自分や他者、相手を馬鹿にしてしまう自分や他者の愚かさを人間なのだからしょうがないと認める」ことが必要である。そして、「常に自分を客観的に見る習慣をつけていく」ことが求められるのだ（中野 2020:204)。この姿勢こそ「知る」ことの第一歩であるといえる。

また、知るきっかけとして「メディア（ネット）リテラシー教育」の重要性も挙げられる。メディアリテラシーとは「多様な形態のコミュニケーションにアクセスし、分析し、評価し、発信する能力」や「メディア情報の読み書き能力」といわれている（各務 2008:162)。現代では若年齢での SNS 利用は当たり前のものとなっており、ネット空間における過ちによりその後の人生を左右されないためにも、幼少期からのネットリテラシー教育が必要だといえる。実際に木村花さんの母響子さんは、花さんの実体験を子どもたちに伝え続ける活動を行っている。その中で、響子さんは以下のように子供たちに語りかけている。

「皆の世代が、私の希望なんですよね。大人になって、楽しい平和な SNS にしてほしい。便利な、人を傷つけないプラスの方向で使ってほしい。本当に、本当にお願いします」
（宇田川 2023:185)

ネット空間においてどれほどの犠牲者が出ても、その傷つけ合いを自分ごととして捉えることが難しいのが現実である。だからこそ当事者から発せられる 1 つひとつの言葉は強い説得力をもち、子どもたちの心に響く力をもつ。響子さんをはじめとして、ネット中傷の被害者やその家族が実体験を語るという形で実施されるリテラシー教育はひとつの大きな手段であるといえる。

一方で、海外にはより斬新な形でのリテラシー教育が実施されている例もある。下村（2010）の著書における対談において、リテラシー教育の研究を行う中村純子氏は、「西

オーストラリア州」の授業について触れている。例えば現地のオレンジグローブ小学校では、子どもたちが授業で作った「ポット・キッズ・ニュース」という番組をインターネットで世界に音声配信するという形の授業を実施しているという。番組の内容は、「クラスのマスコットと一緒に、自分たちのことを紹介したり、自分たちの身の回りの様々なニュースなどを伝える」というものである。中村氏はこの授業の効果について、「発信を体験することによって、さらによりよい番組を作ろうという意識が芽生え、メディアについての学習や教科の学習に対して、子どもたちの意欲が上がっていく」と述べる（下村2010:197-198)。これらの授業を通じて、子どもたちは「メディアの仕組み」について考え、結果として情報の受け手としての意識を高めることができる。下村（2010）は発信力を養う実習を通じて、同時に受信力も確実に上がるという関係性について述べている（下村2010:183)。

誹謗中傷に走る心理について学ぶことのできる機会だけでなく、上記の海外の事例にみられるように、「発信を経験することによる受け手としての認識の強化」が可能となる機会を設けることも、今後求められる効果的な策である。

４．２．２　衝動を鎮めるシステムの提案

上記に述べたように、利用者の主体的な意識変化は重要な手段となる一方、それだけでは衝動を抑えるには限界があるとも考えられる。そこでアプリのシステムという物理的な面から、衝動を抑える力を借りるという形をとることも有効な策である。

この策として、アメリカのショー番組「TEDxTEEN」において、当時14歳のトリーシャ・ブラブさんが提案した「ReThink」というシステムを参考にすることができると考える。[40] 彼女は若者が悪質な書き込みをする背景として、「未成年者は『急な決断・判断を担う脳の前方部分』が未熟な状態にある」という事実に辿り着き、「若者の脳はブレーキのない車」であると述べる。その事実に対して提案された「ReThink」というシステムは、相手を侮辱するような書き込みをしようとした時に「本当に投稿しますか？」というメッセージを表示するしくみである。彼女の演説によると 1500 件のデータを取った結果、約 93%の若者が投稿を取りやめたという。このように「ReThink」つまり再び考えをめぐらせるという動作は、ネット書き込み者に「冷静さ」をもたらす強い効果をもっている。なおこの「ReThink」はアメリカ暫定特許権を取得している。

このシステムを参考に、各 SNS において「ひと呼吸」をうながすシステムを提案することができる。若者にみられる脳の未熟性のほか、第 3 章で述べたようにネット利用者の誰もに「特有の衝動」をもたらす心理状態が認められる。指ひとつで容易に言葉を発信できるシステムであるからこそ、自らの置かれた心理状態や表現の悪意性に考えを巡らせる時間が必要であり、それを可能にするのが上記のようなシステムである。

[40] grape 編集部,2018 年 6 月 10 日,「『ネットでのいじめを根絶したい』１４歳の少女が考え開発したシステムが素晴らしい」『grape』
https://grapee.jp/28686#google_vignette
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

一方で再考を促す文面に慣れてしまい、結果として効果を持たなくなる可能性も懸念される。表現の自由を守るうえで、注意書きの文面には「厳重過ぎない」かつ「目を止めさせられる」という 2 つの要素が求められると考えるが、そのバランスを慎重に見極める必要があるともいえる。

４．３　被害者の人生を守る体制の強化

第 4 章までを通じて、人々が中傷の加害者にならないための提言を行ってきた。その一方で、マスメディア、ネット利用者の自浄努力のみでは傷つけ合いを０にまで減らすことが困難であることは否定できない。だからこそ、中傷被害者が今後も発生することを予想し、彼らが少しでもその後の人生に影響を受けない体制を同時に確立させるべきだと考える。本章では、当事者を苦しめる訴訟における大きな負担を軽減させるために①金銭的負担の軽減化②時間的負担の 2 つの観点から、被害者の人生を守る体制について検討する。

４．３．１　金銭的負担を軽減させるために

木村響子さんや小倉とも子さんの例にもみられるように、法改正とともに誹謗中傷による被害を受けた当事者が訴訟を起こすことが可能となってきている。しかし、第 2 章第 1 節における「木村響子さんによる訴訟」の内容にもみられるように、被害者が納得のいく結果となる可能性は極めて低い現状がある。また訴訟を起こすまでにも、当事者にとって多くのハードルが存在している。その結果として、心に傷を負ったまま「泣き寝入り」する選択をとる当事者がいることも事実である。訴訟の難しさには具体的に 2 つの課題点が関係している。

その１つが「訴訟における金銭的負担の大きさ」である。ネット空間において匿名で書き込みをした者を訴える場合、裁判所を通じてツイッター社などに IP アドレスの開示を請求する。そして人物を特定するには、携帯会社やプロバイダーに対して裁判を起こすか、警察に協力してもらうことが必要である。その裁判費用は 100 万円以上かかることもあるという[41]。書き込み者の実態を知りたいという思いと金銭面の負担への不安が当事者を苦しめている。

金銭的負担を軽減する策として、慰謝料の増額が挙げられる。損害賠償には大きく財産的損害と精神的損害の 2 つがあり、精神的損害に対して支払われるものが「慰謝料」と呼称される[42]。誹謗中傷被害における精神的損害は甚大なものであることはここまで述べて

---

[41] 注 12 に同じ

[42] 「損害賠償と慰謝料の違い｜損害の内容や賠償金の算定方法などの比較」『北毛法律事務所』
https://hokumou-l.com/article/%E6%90%8D%E5%AE%B3%E8%B3%A0%E5%84%9F%E3%81%A8%E6%85%B0%E8%AC%9D%E6%96%99%E3%81%AE%E9%81%95%E3%81%84%EF%BD%9C%E6%90%8D%E5%AE%B3%E3%81%AE%E5%86%85%E5%AE%B9%E3%82%84%E8%B3%A0%E5%84%9F%E9%87%91%E3%81%AE/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 16 日）

きた通りであるが、その慰謝料の額が適当であるかには検討の余地が残る。また一度は裁判により 260 万円の支払いと謝罪を求めて勝訴した女性が、その後加害者からの支払いがなく、そのまま嫌疑不十分とされ不起訴処分となってしまったという例もある。他の罪と比較し、損害の形が明確化できないという難しさが誹謗中傷の訴訟には認められる。そして個々人の心の傷は何かの軸で判断できるものでもない。だからこそ、当事者一人ひとりの心の傷に見合った金額や、厳重な支払い義務の設定が改めて検討されるべきである。

４．３．２　時間的負担を軽減させるために

次に挙げられる課題点が「時間的負担」である。時間的負担を軽減させる方法として、「書き込み者情報の透明化」が挙げられる。被害を受けたあと、書き込み者を特定させるには多くの段階を踏む必要がある一方、対象となる書き込みが削除される可能性もあり、被害者にとって限られた時間のなかでの戦いであるといわれている。また名誉棄損罪や侮辱罪の多くが「親告罪」が適用されるものでもあり、心身ともに弱った被害者にとって負担が大きすぎる現実がある。[43]

情報開示請求の負担を軽減させるべく、書き込み者情報を一定のラインで表示させるというシステムが効果的であると考えられる。IP アドレスなど、最低限の情報を表示した状態でしかネットを利用できないというものである。その結果、開示請求における段階を簡易化させることができると考える。実際に韓国では、「すべての書き込みについて、投稿者の ID やパソコンの IP アドレスといった個人の特定につながる情報を最初からすべて公開する」という「ソルリ法案」が発議された例がある[44]。この法案に対しては、表現の自由が制限されるのではという懸念の声もみられた。この懸念に対して、表現の制限には慎重になるべきであるが、情報公開が表現の「抑止力」として働く可能性はあるものの、匿名でしか発言できない悪質な表現はそもそもなされるべきではないと考えるため、違憲性はないと考える。無論誰もがむやみにプライバシーを露わにし続けることがないよう、開示請求において開示できる一定のラインを設けるといった対策が同時に求められると考える。

おわりに

本論では、３つの実例を軸に、マスメディアの発信とネット空間における傷つけ合いの相互的関係性、そしてその課題点と今後に対する展望について述べてきた。両者のもつ力

---

[43] 「親告罪」とは、被害者が告訴しなければ起訴できない犯罪で、名誉毀損罪や侮辱罪がこれに該当する。
「誹謗中傷の告訴は可能？親告罪を告訴するまでの流れをわかりやすく解説」『春田法律事務所』
https://haruta-lo.com/column/libel-and-slander/
（最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

[44] 注 12 に同じ

が同時に増強している現代だからこそ、その表現の責任は単独的に収まるものではないという事実が確認された。そして理想的な「表現の未来」に向けて、両者は自らが置かれたその状況や表現の影響力をより慎重に意識し表現を重ねていく必要があるということを見出すことができた。私たち人間は、他者を責めたいと感じる心や自分が優位に立ちたいという心を生まれ持っていると感じる。その内なる部分がネットによって見える化したともいわれている。どのような感情を心に抱くかは個人の大きな自由である。その一方で、その思いを他者とどのように交流させるか、それを経てどのように他者と良好な関係性を築いていくのか、という思考こそが大切であり、現実空間とネット空間においてその思考の重要性に差はないはずである。表現の自由を盾に横暴な表現をぶつけ合うのではなく、互いを思い合う倫理観のある姿勢が重要となるのである。

ただし、本論はマスメディア、ネット利用者ともに主体的な意識変化を中心に求める内容となり、重大な社会問題となっている傷つけ合いに対して、提言の即効性が欠けているという課題点が残された。また、アプリのシステムや法整備の改善による「外部からの変化」について、それを担う機関や求められる時間の規模についてまで検討範囲を広めることができなかった。現在進行形に生み出される傷つけ合いを一刻も早く減少させていけるよう、より多角的な視野をもち検討していくことを今後の課題とする。

参考・引用文献

飯室勝彦,田島康彦.渡邊眞次,1999『報道される側の人権　メディアと犯罪の被害者・被疑者』明石書店

伊藤昌亮,2020『炎上社会を考える　自粛警察からキャンセルカルチャーまで』中公新書ラクレ

茨木美子,2010『女性週刊誌は「愛子さま不登校問題」　をどう報じたか　―2010 年 3 月 ～ 9 月の女性週刊誌の内容分析にみる』出版研究 41
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jshuppan/41/0/41_155/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 19 日）

魚住真司,2021「『テラスハウス』事件をめぐる一考察： BPO 放送人権委員会による審理開始をきっかけに人権を考える」関西外国語大学 人権を考える 第 24 号
file:///C:/Users/futab/Downloads/CV_20241219_j24_05.pdf
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）

宇田川はるか,2023『中学校の授業でネット中傷を考えた 指先ひとつで加害者にならないために』講談社

NHK 放送文化研究所,村上圭子,2020「テラスハウスショック①～リアリティショーの現在地～」放送研究と調査 OCTOBER2020
https://www.jstage.jst.go.jp/article/bunken/70/10/70_2/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）

NHK 放送文化研究所,村上圭子,2021「テラスハウスショック②〜制作者と出演者の関係性を考える〜」放送研究と調査 OCTOBER2021
https://www.jstage.jst.go.jp/article/bunken/71/10/71_34/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）
榎本博明,2015『「過剰反応」社会の悪夢』角川新書
大阪国際大学現代社会学部法律政策学科,安保克也,2008「ニュー・メディア社会における表現の自由」日本国際情報学会誌
https://www.jstage.jst.go.jp/article/gscs/5/1/5_12/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）
各務英明,2008『報道とマスメディア』酒井書店
香山リカ,2014『ソーシャルメディアの何が気持ち悪いのか』朝日新書
佐藤直樹,2023『なぜ、自粛警察は日本だけなのか 同調圧力と「世間」』現代書館
島海不二夫,山本龍彦,2022『デジタル空間とどう向き合うか 情報的健康の実現をめざして』
下村健一,2010『マスコミは何を伝えないか メディア社会の賢い生き方』岩波書店
世論調査部 保髙孝之, 船越雅,2023「NHKBUNKEN 文研フォーラム 2023『Z 世代と［テレビ］」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/bunken/73/12/73_2/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）
中野信子,2020『人は、なぜ他人を許せないのか？』株式会社アスコム
中村秀一,松村光晃編,宮原守男監修,2006『名誉棄損・プライバシー 報道被害の救済―実務と提言』株式会社ぎょうせい
日本電信電話（株） NTT 未来ねっと研究所 風間一洋,2012「特集 Twitter とソーシャルメディア『Twitter における情報伝播』」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsai/27/1/27_35/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）
長谷川貞之, 湯淺正敏,松嶋隆弘編,2011『メディアによる名誉棄損と損害賠償』三協法規出版
前田朗,2018『メディアと市民』彩流社
森達也,2014『たったひとつの「真実」なんてない』ちくまプリマ―新書
渡辺武達,2001『テレビー「やらせ」と「情報操作」』三省堂
矢内真理子,2019,「女性週刊誌は福島第一原子力発電所事故をどう報じたか ――読み手と書き手の共感を醸成する言説構造‐」『災害情報 No.17-2』
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasdis/17/2/17_145/_pdf/-char/ja
（最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日）